第明治三二十種郵便物認可
三十五年三月三十一日

別記第七十四号の二様式を次のように改める。

別記第七十四号の二様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省

難　民　・　補　完　的　保　護　対　象　者　認　定　申　請　書（再申請用）

法　務　大　臣　　殿

私は、

□　①難民認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の２第１項の申請）

□　②補完的保護対象者認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の２第２項の申請）

を行うものとして、本申請書を提出します。

※上記のうち、どちらか一つにチェックをしてください。

①の申請をした場合には、難民の該当性及び補完的保護対象者の該当性について判断されます。

②の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみが判断され、難民の該当性については判断されません。

氏　名		性　別	□　男 □　女
生年月日	（年）　（月）　（日）	現在の職業	
国籍・地域（又は常居所を有していた国名）		出生地	
住居地			
連絡先（電話番号）	□本人 □本人以外	（本人以外の場合）連絡先氏名	

	所持の有無	（ありの場合）番号		所持の有無	（ありの場合）名称
旅　券	□なし　□あり		その他の所持する身分証等	□なし　□あり	

官　用　欄

灰色

灰色

灰色

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

△

○

○

【注意事項】

以下の注意事項をよく読んだ上で質問に答えてください。
読んだ注意事項には、チェック☑をしてください。

□　この申請書には、あなたが主張したい事情を全て書いてください。

□　回答に当たっては、該当する欄にチェック☑をし、記入部分には、具体的かつ詳細に書いてください。

□　この申請書に事実に反することを記載したり、虚偽の資料を提出した場合は、審査上不利益を被ることがあります。

□　在留資格を有していない方による３回目以降の申請については、「難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料」が提出されない限り、送還は停止されません。申請書のみ提出した場合も上記資料に該当するか否かの判断は行いますが、その他に特に提出すべきと考える資料等がある場合は、申請書と共に提出してください。

1　前回の難民・補完的保護対象者認定申請後、国籍、家族構成、来日前の居住歴、来日前の最終学歴、来日前の職歴、日本の出入国歴、海外渡航歴及び宗教（宗派）に変更はありますか。

□　いいえ

□　はい

→変更事項はどれですか。

□　国籍　　□　家族構成　　□　来日前の居住歴　　□　来日前の最終学歴

□　来日前の職歴　　□　日本の出入国歴　　□　海外渡航歴　　□　宗教（宗派）

→変更内容を具体的に書いてください。

2　前回主張した迫害事情について、今回も引き続き主張しますか。

□　はい

□　いいえ

→「いいえ」と答えた場合は、その理由を具体的に書いてください。